

## 議案第135号

宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例及び宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

### 資料1 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例及び宝塚市立西谷認定こども園条例の一部改正の概要

#### 1 改正の概要

市立幼稚園及び西谷認定こども園の保育料については、子ども・子育て支援法及び地方税法の規定を元に認定した階層区分ごとに決定・徴収している。

現行条例では、保育料決定に際して用いる市町村民税所得割課税額の算出において、地方税法の規定に基づき寡婦（夫）控除を適用しているが、寡婦（夫）控除の適用外となる未婚のひとり親（婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない者）との取扱いの不均衡が生じている。

この不均衡を是正するために子ども・子育て支援法施行令等が改正されたことを受け、本市においても、保育料の決定に当たっては、いわゆる「みなし寡婦（夫）」として、未婚のひとり親についても寡婦（夫）控除を受けることができるよう、標記の条例の一部を改正する。

#### 2 改正の理由

子ども・子育て支援法施行令及び同法施行規則の改正による

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日以後の保育の実施に係る保育料について適用する。